

平成28年(ワ)第308号、平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○○ ほか37名

被告 国ほか4名

準備書面(22)

【主張についての「理由・根拠」を示さない被告に対する求釈明】

2018年10月 日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

【主張についての「理由・根拠」を示さない被告に対する求釈明】

はじめに

民事訴訟法第2条は、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。」とし、裁判所及び当事者に「信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない」責務を課している。

この条文について、『コンメンタール 民事訴訟法 I 第2版追補版』（日本評論社 2014年）は、「裁判所の責務の内容として、適正に訴訟を進行させなければならない。適正とは、訴訟物をめぐる紛争について裁判所が的確に争点を把握し、それについて十分な裁判資料に基づいて真実発見に努めなければならないことを意味する。」（38～39頁）としている。

そして、「現行法は、職権進行主義を基本としつつも、争点整理後の証明すべき事実の確認（165条・170条6項・177条）に代表されるように、さまざまな場面において裁判所と当事者の合意に基づいて手続が進められることを予定しており、その際に当事者が信義誠実訴訟進行責務に基づいて行動することを期待している。また、当事者が過度に党派的になって、重要な攻撃防御方法を適時に提出しないなどの行動も、適正な審理実現を妨げるものと評価される。この点でも、信義則が当事者の訴訟行為に関する基本原理としての存在意義を認められる。」（40頁）とする。

したがって、当事者は、「真実発見」のために、争点についての主張・立証などを適時に提出する責務を負い、裁判所は、そのための訴訟を進行しなければならない責務がある。

なお、本件の被告の国（内閣）は、主権者である国民（原告らを含む）の「厳粛な信託」により職権を行使しているに過ぎない行政機関であり、民対民の関係における争いの当事者とは異なる。したがって、被告国は、本件原告らが主張する憲法及び法律などに関する解釈に、自らのそれとの違いがあっても、原告らの主張に対して、信義に従い誠実に反論しなければならないより一層の責務を負っている。

以上のことを前提に、下記の釈明を被告に求める。

記

被告国は原告の主張する平和的生存権・人格権・憲法制定権などについて、

いずれの場合も、それらは抽象的なものであって、「国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえない」という趣旨の主張を繰り返し行って来ている。しかし被告は、原告の主張・立証するそれらの権利が、なぜ、抽象的なものであって、具体的権利性を有しないのか、その「理由」についてはいっさい述べない。

被告第4準備書面（5～7 p）において記している「憲法改正・決定権」のことについても、そこに書かれているのは、原告がその『準備書面（19）』の冒頭で述べたように、ただ、「第1書面及び第2書面の主張の同意反復に過ぎない」ものであって、被告がそのように主張する理由・根拠は一切示していない。

原告は、被告がそう主張する理由・根拠をきちんと受け止めたうえで、その「理由・根拠」に対する具体的反論を行うことを望むものである。なぜなら、それが、在るべき本来の裁判だからである。以上から、以下の求釈明を行う。

なお、以上の趣旨による以下の求釈明に対する「釈明」如何—内容は、原告が本年12月末までに提出する予定の「被告に対する反論」内容に大きく関係してくる性格を持つものであるゆえ、被告国においては、可及的速やかに釈明していただきたい。

一 被告は準備書面において、次のように述べる。

憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を體現し、憲法の改正を国会の発議を経て国民の投票により行うと定めたものであるとしても、そこでいう「国民」は、飽くまで「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから、直ちに、原告ら「個別の国民」が国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものが導かれるわけではない。

（『被告第4準備書面』5 p 上から6行目～13行目）

被告は、ここで、「そこでいう『国民』は、飽くまで『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置づけにとどまる」「そのことから、直ちに、原告ら『個別の国民』が国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての『憲法改正・決定権』なるものが導かれるわけではない」と断定するが、そう言い得る理由や根拠を全く示していない。よって、以下を問う。

- (1) なぜ、「そこでいう『国民』は、飽くまで『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置づけにとどまるのである」と言えるのか、その理由と具体的根拠を示していただきたい。
- (2) なぜ、「そのことから、直ちに、原告ら『個別の国民』が国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての『憲法改正・決定権』なるものが導かれるわけではない」と言えるのか、その理由と具体的根拠を示していただきたい。

二 被告は準備書面において、次のように述べる。

憲法 96 条は、憲法改正の際には、国民投票等を要するという手続を規定するものにすぎず、原告らが主張するような「憲法改正課題」全般における、意思表示・選択も含めた「憲法改正・決定権」を具体的な権利ないし法的利益として保障されていることの根拠とはならない。

〔被告第 4 準備書面〕 6 p 上から 4 行目～ 7 行目)

被告は、ここで、憲法 96 条は「『憲法改正課題』全般における、意思表示・選択も含めた『憲法改正・決定権』を具体的な権利ないし法的利益として保障されていることの根拠とはならない」と断定するが、そう言い得る理由や根拠を全く示していない。よって、以下を問う。

- (1) なぜ、憲法 96 条が、「『憲法改正課題』全般における、意思表示・選択も含めた『憲法改正・決定権』を具体的な権利ないし法的利益として保障されていることの根拠とはならない」と言えるのか、その理由と具体的根拠を示していただきたい。

三 被告は準備書面において、次のように述べる。

憲法 99 条も、国会議員、裁判官その他の公務員等の憲法尊重擁護義務を定めた規定であり、憲法の最高法規性の根拠規定とはなるものの、ここか

ら権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」が導かれるものではない。(『被告第4準備書面』6p 上から12行目～15行目)

被告は、ここで、憲法99条に関して「ここから権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」が導かれるものではない」と断定するが、そう言い得る理由や根拠を全く示していない。よって、以下を問う。

- (1) なぜ、憲法99条が、「ここから権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」が導かれるものではない」と言えるのか、その理由と具体的根拠を示していただきたい。

四 被告は準備書面において、次のように述べる。

原告らが「憲法改正・決定権」の法的根拠として更に挙げる日本国憲法の改正手続に関する法律3条、11条、47条、57条、100条、100条の2の各規定についても同様である。そもそも同法は、憲法96条の憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続等を定めることを目的とした法律であり(同法1条)、国民投票の投票権の具体的な行使方法などを定めた規定であるにすぎず、原告らが主張するような「憲法改正・決定権」が、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益として保障されることを定めたものではない。

(『被告第4準備書面』6p 下から11行目～4行目)

被告は、ここで、日本国憲法の改正手続に関する法律は「憲法96条の憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続等を定めることを目的とした法律であり(同法1条)、国民投票の投票権の具体的な行使方法などを定めた規定であるにすぎず、原告らが主張するような『憲法改正・決定権』が、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益として保障されることを定めたものではない」と断定するが、そう言い得る理由や根拠を全く示していない。よって、以下を問う。

- (1) なぜ、日本国憲法の改正手続に関する法律は「憲法96条の憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続等を定めることを目的とした法律であり(同法1条)、国民投票の投票権の具体的な行使方法などを定めた規定であるにすぎず」と言えるのか、その理由と具体的根拠を示してい

ただきたい。

- (2) なぜ、日本国憲法の改正手続に関する法律は『憲法改正・決定権』が、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益として保障されることを定めたものではない」と言えるのか、その理由と具体的根拠を示していただきたい。

五 被告は準備書面において、次のように述べる。

いずれの規定も、具体的な「個別の国民」との関係で国賠法の救済が得られる具体的、個別的権利としての「憲法改正・決定権」が存在することの根拠規定となるものではない。

(『被告第4準備書面』7p 上から3行目～5行目)

被告は、ここで、「いずれの規定も、具体的な『個別の国民』との関係で国賠法の救済が得られる具体的、個別的権利としての『憲法改正・決定権』が存在することの根拠規定となるものではない」と断定するが、そう言い得る理由や根拠を全く示していない。よって、以下を問う。

- (1) なぜ、「いずれの規定も、具体的な『個別の国民』との関係で国賠法の救済が得られる具体的、個別的権利としての『憲法改正・決定権』が存在することの根拠規定となるものではない」と言えるのか、その理由と具体的根拠を示していただきたい。

六 憲法96条に基づく「日本国憲法の改正手続に関する法律」における「国民投票」は、それぞれの国民が「個別・具体的に」行う一投票するものである。このこと自体は、被告も否定しない—できないだろう。

しかし被告によれば、このような、憲法改正に関する「個別・具体的な」国民の投票に関する同法規定も、「具体的な『個別の国民』との関係で国賠法の救済が得られる具体的、個別的権利としての『憲法改正・決定権』が存在することの根拠規定となるものではない」(『被告第4準備書面』7p 上から3行目～5行目)とする。そこで被告に問う。

- (1) 被告は、上記のような、個々の国民の「個別・具体的な」投票—権利行

使も、それは、「集合体としての国民」あるいは、「抽象的な位置づけにとどまる国民」（被告第4準備書面5p 上から9～10行目）が「抽象的権利」を行使しているものである、という認識か。

- (2) あるいは、上記「国民投票」における個々の国民の「個別・具体的な」投票行為が、(1)にいうような「抽象的な位置づけの国民」による「抽象的権利」の行使ではなく、個々の国民の「個別・具体的な」権利行使であること自体は認めるならば、それは、「憲法制定一改正権」ではないところの) どのような権利を行使していることになるのか、その権利の名称を答えていただきたい。

七 本書面の冒頭で述べたように、被告国は、原告の主張する平和的生存権・人格権・憲法制定権などについて、それらは抽象的なものであって、「国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえない」という趣旨の主張を繰り返し行って来ている。

しかし、被告が、どのような性格の権利をもって「国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益」と認識一定義しているのか、被告の書面においては全く不分明である。

言うまでもないが、原告・被告双方の主張・立証は、合理的な論争を為し得る「土俵」のうえで、互いに「かみ合う」形で行われなければならない。そのためには、そこで頻繁に用いられる用語の意味一定義を、原告・被告・裁判所の三者間で共通のものとしておかなければならない。

よって、以下を被告に問う。

- (1) 被告における、上記「具体的な権利」という言葉の定義を、明解かつ具体的に述べていただきたい。
- (2) 被告においては、どのような権利を「抽象的権利」と言い、どのような権利をもって「具体的権利」とするのか、明解かつ具体的に述べていただきたい。
- (3) また、「憲法制定一改正権」などの国民の権利を、抽象的なもの(場合)と、具体的なもの(場合)に分ける一識別するときの、その<基準>を示していただきたい。

以上